

障害を理由とする差別を禁止し、基本的施策を盛り込んだ「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が10月11日の県議会で、全会一致で成立した。2014年4月の施行。沖縄ならではの条例を作ろうと2008年に地元の障害当事者らが声を上げたのが発端で、2011年からは県が設置した民間事業者も含む県民会議で検討していた。

条例には共生社会の実現を目指す前文があり、「障害のある人は良好な居住環境、自由な移動、情報の利用などが十分に確保、配慮されていない。障害のない人には問題にならないことが、障害があることで社会的障壁になる。さらに離島、へき地の厳しい生活条件は不利」という。

福祉や医療、サービスの提供、雇用や教育、建築物や交通機関の利用など分野ごとに、どのようなことが障害を理由とする差別として禁止されるのかを示し、施策を充実させる方向性を示した。

離島等の福祉充実を条文化した点も特徴だ。県は、障害のある人が生まれ育った地域で暮らせるよう、

事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関と協力して施策を講じるとしている。

市町村が差別事例の相談を受け、県は広域相談専門員を配置してバックアップ。解決しない場合は、差別を受けた人が県の調整委員会に助言やあつせんを求めることもできる。また、差別した側が正当な理由なくあつせん案を受け入れない場合は、知事が勧告できるようにする。

同種の条例は、2006年に千葉県で誕生して以降、障害者権利条約が追い風となって各地で進み、沖縄は都道府県レベルでは六つ目。

県民会議に障害当事者委員として入り、市民運動「条例づくりの会」の事務局長を務める長位鈴子さんは「離島を回り障害者や家族と会い『夢をあきらめていませんか』と話すことに始まり、議員や行政と話し合うこと、県民会議では企業側の事情も聞きつつ分かり合うこと、いろんな方向から取り組んできた。やっと実った」と喜んでいる。

(福祉新聞・第2642号 2013年10月21日)

厚生労働省がこのほど公表した「2012年労働者健康状況調査」の結果で、医療・福祉事業所の44%が腰痛予防対策に取り組んでいないことが分かった。全国1万3,332事業所(有効回答率70%)と労働者1万7,500人(57%)を対象に、12年10月1日現在の状況を把握した。

腰痛予防対策に取り組む医療・福祉事業所は54%。全産業平均より13ポイント高いが、「職場における腰痛予防対策指針」で介護・福祉業と同様に腰痛が多い業種とされた運輸・郵便業より9ポイント低かった。対策の内容は、健康診断の実施(47%)、作業方法等の改善(46%)が多い。

メンタルヘルスの不調で1か月以上の休業や退職をした労働者がいる医療・福祉事業所は7%、メンタルヘルスケアに取り組んでいるのは46%。どちらも全産業平均より1ポイント低かった。ヘルスケア対策の内容は、労働者への教育研修・情報提供(53%)、管理監督者への教育研修・情報提供(37%)が多い。

一方、労働者調査の結果では、61%が強い不安・悩み・ストレスがあると回答。90%が相談できる相手がいるとし、実際に74%が相談したと答えた。

(福祉新聞・第2641号 2013年10月14日)